

佐賀県告示第 682 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、平成 29 年 12 月 20 日から施行する。

平成 29 年 12 月 19 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 アダマンタン - 1 - イル = 1 - ペンチル - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキシラート（通称名：ACBL(N)-018）及びその塩類
- (2) 化学名 1 - (4 - エチルフェニル) - N - (2 - メトキシベンジル) プロパン - 2 - アミン（通称名：4-EA-NBOMe）及びその塩類
- (3) 化学名 2 - [(4 - ブロモ - 2 , 5 - ジメトキシフェネチルアミノ) メチル] フェノール（通称名：25B-NBOH、2C-B-NBOH、NBOH-2C-B）及びその塩類

2 指定の理由

条例第 2 条第 7 号に掲げる薬物に該当し、人の健康に被害が生ずると認められ、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため